

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和7年度 第3回入間市高齢者福祉審議会
開 催 日 時	令和7年11月7日(金) 午後1時30分 開会・午後3時30分 閉会
開 催 場 所	市役所 B棟5階 第4委員会室
議 長 氏 名	小池 佐智子
出席委員(者)氏名	小池 佐智子、中林 敏正、瀧澤 啓次、吉田 美佐子、山下 恵久子、森本 剛、松本 より子、森谷 秀一
欠席委員(者)氏名	東 一成、遠藤 学、高山 京子、幡野 敏彦、青柳 貴久、宮澤 聖二、今井 英雄
説明者の職氏名	高齢者支援課 課長 井ヶ田 剛、副主幹 西澤 孝文、副主幹 西澤 響子、介護保険課 主幹 亀田 由紀子
会 議 次 第 (公開)	1 開会 2 会長挨拶 3 議題 (1) 入間市敬老祝金等支給事業の見直しに関する答申について (2) ニーズ調査及び在宅介護実態調査等の内容決定について (3) (仮称) 入間市認知症施策推進計画策定方針について (4) 入間市介護人材実態調査の内容決定について (5) 審議会スケジュールについて (6) その他
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0名
配 布 資 料	資料1 入間市敬老祝金等支給事業の答申書(案) 資料2 入間市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票(案) 資料2-1 (厚労省)ニーズ調査設問内容 資料2-2 (厚労省)在宅介護実態調査票 資料3 (仮称) 入間市認知症施策推進計画策定方針 資料4 「入間市介護人材実態調査」の協力をお願い(案) 資料5 審議会スケジュール (案) 参考1及び2 介護人材実態調査 事業所票 当日資料 (修正版)入間市敬老祝金等支給事業の答申書(案) 当日資料 いただいたご意見及び回答(高齢者支援課) 当日資料 事前に委員からいただいた意見書(高齢者支援課) 当日資料 (修正版)「入間市介護人材実態調査」の協力をお願い(介護保険課) 当日資料 「入間市介護人材実態調査(案)」に係る意見と回答(介護保険課) 当日資料 事前に提出いただいた意見書(介護保険課)
事務局職員職氏名	【福祉部】 部長 須田 美菜子、次長 忽滑谷 敦子 【福祉部高齢者支援課】 課長 井ヶ田 剛、副主幹 西澤 孝文、副主幹 西澤 響子、主事 高橋 侑大、主事補 武井 陽菜 【健康推進部】 部長 河村 香代子、次長 徳山 雅美 【健康推進部介護保険課】 課長 下村 佳司、主幹 亀田 由紀子、副主幹 中野 太智
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過)

■審議会の会議録に署名する委員については、森本 剛委員を指名した。

■ 議 題

- (1) 入間市敬老祝金等支給事業の見直しに関する答申について
見直しに関する答申（案）について事務局より、資料1、資料「いただいたご意見及び回答」に基づき説明後、質疑応答を行った。
- (2) ニーズ調査及び在宅介護実態調査等の内容決定について
調査の内容について事務局より、資料2、2-1、2-2、資料「いただいたご意見及び回答」に基づき説明後、質疑応答を行った。
- (3) （仮称）入間市認知症施策推進計画策定方針について
事務局より、資料3、資料「いただいたご意見及び回答」に基づき説明後、質疑応答を行った。
- (4) 入間市介護人材実態調査（介護サービス事業所の実態調査）の内容決定について
事務局より、実態調査の概要について資料4、参考資料1、参考資料2、資料「事前に提出いただいた意見書（介護保険課）、資料「入間市介護人材実態調査（案）に係る意見書及び回答」に基づき説明後、質疑応答を行った。
- (5) 審議会スケジュールについて
事務局より、資料5に基づき説明後、質疑応答を行った。
- (6) その他

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
	(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する。)
議長	議題(1)「入間市敬老祝金等支給事業の見直しに関する答申について」事務局から説明を願う。
高齢者支援課副主幹 (高齢者支援担当)	(資料1「入間市敬老祝金等支給事業の答申書(案)」、当日資料「いただいたご意見及び回答」に基づき説明。)
議長	答申書(案)について委員の皆様の意見を基に作成した。事務局からの説明について意見はあるか。
瀧澤委員	答申書に記載の国から出る祝い状について、これは100歳のみに出されているのか。100歳以上にも出しているのか。
高齢者支援課副主幹 (高齢者支援担当)	国からの祝い状は100歳になる方のみで101歳以上の方には出していない。
瀧澤委員	今後100歳以上の方は増えていく。そのような状況下で101歳、102歳といった101歳以上の方に対し祝い状を送るのはどうなのか。対象者が増え今後またこのような会議を開くのはいかななものか。
中林委員	瀧澤委員の言うように、国が100歳のみであるのに対し市が101歳以上にも祝い状を出すのは芳しくないのではないかと。高齢者人口の増加により、今後また審議会で審議が必要になってくるのなら意味がないのではないかと。
議長	今意見をいただいた部分について、資料1(修正案)の最後の1行「併せて、100歳以上の高齢者に対しても市から祝状を贈呈する。」の部分を削除してよろしいかと。
森本委員	今の意見について納得ではあるが、何でも国に言われたことに合わせるのはぶらさがっているようにも思う。入間市独自のものとして残してもいいのではないかと。
吉田委員	前回の議事録を見させていただいた。廃止に関して異議はない。実情として祝い状は本人の手元に届いていないと感じる。施設に入居してい

発 言 者	発 言 内 容
瀧澤委員	る方で住所変更していない方は自宅に届いてしまった、という方が若干名いた。また、敬老会に来られる家族も限られていることから、全面廃止でいいのではないかと。祝い状の送付に代えて、「広報いるま」や市ホームページ等を活用し、別の形でお祝いの気持ちを広く伝えてはどうか。77歳・88歳の節目の方だけでなく、他の高齢者にも気持ちが届き、市としての発信にもなる。施設には届いても本人の手元に届くのは一部という実態もあるため、手紙に頼らない方法も検討してはどうか。 追加の意見で、祝い状を貰った方の気持ちも考えなければならないと思う。祝い状を貰ってよかったなと思う人が何人いるのか、あるいは今言ったとおり入院している人が多いということもある。例えば100歳以上の方の中で在宅の人は果たして何人いるのか。貰ってもありがたいがあるのかどうか分からない面もある。全面廃止はかえって良いのではないかと。
松本委員	私も祝い状を出す必要はないと思う。吉田委員が言ったように、広報などでお祝いの一文を入れる方がありがたいと思う。答申書（案）の最後の文章は削除してもいいと考える。
議長	森谷委員からも意見をいただきたい。
森谷委員	私も答申書（案）の最後の2行は削除していいと思う。こういう祝い状は一つの節目に渡せばいいと私は思っている。101歳以上の方にはいらぬのではないかと。
山下委員	私も同意見である。これからの日本の人口減少・高齢者の増加を考えると入間市にお金が今後残るとは思えない。潤沢な予算があったらいいが、やはり今後どんどん予算が少なくなっていくとき、誰かに配するという時代は終わって多くの人に現場で直接還元できる方向でやるべきではないかと。もうお金を配る時代ではないのかなと思う。広報で市長から高齢者へお祝いの言葉を載せるだけでいいのではないかと。答申書（案）の2行を削除するのに賛成する。
議長	全員から意見をいただいた。答申書（案）の最後の文「併せて、10

発 言 者	発 言 内 容
森谷委員	0歳以上の高齢者に対しても市から祝い状を贈呈する。」は削除するということでまとめさせていただく。全体を通して他に意見はあるか。 実施時期を「速やかに」としているが、曖昧な表現ではなく、8年度・9年度など具体的な時期を明記すべきと考える。「速やかに」は受け取り方に幅があり、誤解を招きかねない。現行計画は8年度まで有効で、9年度から新計画となるため、8年度から廃止するのであれば計画を覆すだけの理由が必要だが、前回審議会でもその理由は示されていない。したがって、現行計画を踏まえ、「9年度実施」等と明確に記載した方が適切である。
瀧澤委員	廃止時期まで本審議会で確定するのは無理があると思う。条例改正は最終的に議会での手続が必要であり、審議会が年度を言い切ることが適切か疑問がある。また、8年度とした場合、時間的に改正が間に合うかといった課題もある。したがって、時期は「速やかに」とし、市長に対して可能な限り早期の対応を求める趣旨で残すのがよい。
松本委員	意見書では実施時期を明確にすべきと書いた。現行計画が8年度までのため、9年度に周知し、9年度から実施が妥当だと考える。この変更案が必ず議会手続を要するのかを確認したい。
高齢者支援課長	手続の流れとしては、委員の皆様に諮問し、今回答申をいただく。瀧澤委員からも指摘があったとおり、本件は「入間市敬老祝金等支給条例」に基づくものであり、条例の改廃は議会に諮る必要がある。今回の答申を受けた場合、最短では3月議会に提出することになるが、必ずしも承認が得られるとは限らない。承認が得られなければ、審議会での意見が廃止であっても条例は廃止できず、継続となる可能性がある。 条例案件は議会承認が前提となるため、事務局としては、本件は実施時期を年度で断定せず「速やかに」とする表現が適していると思う。
森谷委員	議会と審議会とは別の話であり、審議会としてどの時期から実施するのが一番良いのかを示すべきである。議会のタイミングが合わず例えば1年遅れるとなったらそれは仕方がない。9年度実施とした場合、議会へ

発 言 者	発 言 内 容
高齡者支援課長	の手続きは間に合わないのか。議会で承認されるかどうかはやってみないと分からない。 9年度から廃止とする場合であっても、8年度3月には条例廃止案として議会に提出したい。8年度から廃止とした場合でも、事業の実施時期は9月頃であり、3月に議会へ提出した後も、周知期間として約半年を確保できる。 市としては、8年度までは現計画のとおり実施し、9年度の高齡者保健福祉計画見直しに合わせて見直しを行うことを想定していた。しかし、今回の諮問に対し、委員の皆様からは「事業自体を全廃すべきではないか」という意見をいただいた。扶助費・補助金とは異なり、対象者は毎年同じではないため、廃止決定を1年先延ばししても、2年後に対象年齢となる方は結局受け取れないといった事態が想定される。 以上を踏まえると、多少強引に見える面はあるかもしれないが、8年度から速やかに見直し(廃止)を進めることが、今後の対応として最も適切ではないかと考える。
議長	そうすると答申書の「速やかに」という記載はこのまま残し、結果は議会に委ねるということでよいか、それとも「速やかに」という表現に替えて期日を明確に記載することとするかで決を採る。 速やかにという表現に賛成の方。(挙手4名) 期日を明確に記載する表現に賛成の方。(挙手3名) では、速やかにという表現で決めさせていただく。 答申書(案)について審議会としての意見をまとめたいと思う。 こちらの答申書においては「併せて、100歳以上の高齡者に対しても市から祝状を贈呈する。」の部分を削除し市長に答申したいと思う。よろしいか。
全員 議長	(賛成) 次に議題(2)「ニーズ調査及び在宅介護実態調査等の内容決定について」事務局から説明を願う。

発 言 者	発 言 内 容
高齡者支援課副主幹 (高齡者支援担当)	(資料2、2-1、2-2と「いただいたご意見及び回答」のニーズ調査に関する意見について説明)
議長	事務局からの説明について、何か質問はあるか。
森本委員	入間市独自の調査項目で、最後の方に成年後見制度に関する質問項目がある。事業は社会福祉協議会になるが日常生活自立支援事業に関しても調査項目で入れてみてはどうか。
高齡者支援課副主幹 (高齡者支援担当)	質問項目等は、委員からのご希望等があれば、含めさせていただく。今いただいた意見についてはこの場でご審議いただきたい。
高齡者支援課長	事務局としては、特に質問項目に入れては困るということはない。森本委員が言われたところを市の独自の質問項目に加えて、出てきた意見を何かしらの計画で加えられればそれは悪いことではない。皆様がよろしければ質問項目に加えさせていただければと思うがいかがか。
全員	(賛成)
議長	質問に加えるということでまとめる。他に何かご意見はあるか。
瀧澤委員	今回の調査対象者について前回は1500人だったが今回も同じ人数か。これは何か基準が決まっているのか。他市でも同じ人数か。
高齡者支援課副主幹 (高齡者支援担当)	今回も前回同様に1500人で予定している。アンケートの回収率を考慮して決めている。他市の事例については把握していない。
議長	他にご意見はあるか。
吉田委員	内容についてではないが誤字脱字の部分についての訂正が多かった。今回、この資料は審議会に出る前に何回か確認する段階というのはあったのか。市民の方へ配られるものとしては雑な感じがしてしまった。
高齡者支援課長	資料発送前に十分な確認を行うべきだった。審議会資料に不備が多く、申し訳ない。本日決定した質問項目等を踏まえ、この後調査会社に委託し、内容や体裁を校正した上で市民へ発送する。市民に届く際は、適切に整えた調査票を送付したい。
議長	次に議題(3)「(仮称)入間市認知症施策推進計画策定方針について」事務局から説明を願う。

発 言 者	発 言 内 容
高齢者支援課副主幹 （地域支援担当） 議長 森本委員	（資料3、資料「いただいたご意見及び回答」の（仮称）入間市認知症施策推進計画策定方針に関する意見に基づき説明） 事務局からの説明について、何か質問はあるか。 入間市高齢者福祉審議会の審議というところで、この審議会で認知症施策の基本計画を審議していくということだが、認知症当事者の方を委員として選出したりすることは考えているか。
高齢者支援課副主幹 （地域支援担当） 議長 高齢者支援課副主幹 （地域支援担当）	審議会の構成委員については決まっている。認知症の当事者の方をはじめ、ご家族、市民等の意見を把握し吸い上げ、しっかりと施策へ反映したものを審議会でご審議いただきたい。 今後、その都度、審議会へかけて議論していくということか。 この認知症施策推進計画については、新たに別の計画を作るということではなく、現在の計画と一体的に作成するもの。既に認知症施策の項目は計画に入っているため、その部分を認知症施策推進計画により充実させるイメージで考えている。他の計画の内容ともかなり連携する部分があるため一体的にご審議をいただきたい。
瀧澤委員	認知症施策の調査でやるのは、第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画と一緒にやるのか。
高齢者支援課副主幹 （地域支援担当）	資料3の5ページ、4「策定体制」のところに調査に関する記載をさせていただいている。①と②については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成の際に行う調査であり、本体の計画と併せて行う調査である。③から⑤については認知症施策推進計画策定のために市独自で行う調査になる。
瀧澤委員 高齢者支援課副主幹 （地域支援担当） 森谷委員	（2）の認知症地域支援推進員連絡会というのは今もあるのか。 今も月に1回定期開催をしている。 市の認知症施策推進計画というのは、4ページの計画期間の図の令和9年、10年、11年のところに入っているが7ページの別表では令和8年度のところに認知症推進計画というのは入っていない。つまり、認

発 言 者	発 言 内 容
高齢者支援課副主幹 (地域支援担当)	知症推進計画に実体はなく、第１１次高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画の中に染み込ませて設定したのか。いわゆる国からこういうことをしなさいと言われ、入間市もやらなくてはならないが大々的に市の認知症施策推進計画を作り上げるというのは大変だから、既存の第１１次高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画の中に染み込ませて、何かあったときには計画の中にある内容で市の認知症施策推進計画としようとしているのか。大々的に市の推進計画として具体的に定めてやると、それは基本計画になるのではないかと思いますこの審議会でそこまでやるのはかなり負担と思いながらこの案を読ませてもらった。 資料３の７ページの策定のスケジュールについて一番上の策定作業のところに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に作成するため市推進計画策定検討と記載をさせていただいている。ご意見をいただいたように、市の認知症推進計画を別冊として作っている市町村もあるが、埼玉県を含め、近隣の市町村はほとんどが介護保険事業計画と一体的に作っている。国の方でも介護保険事業計画と一体的に作成することは差し支えなく市の方で柔軟に運用して良いと言われている。計画はこれから作るものではあるが、既に認知症施策については、いろいろな取り組みを介護保険事業計画を含めて推進をしている。介護保険事業計画の中に認知症施策と絡むものが非常に多いため、あえて別で作るよりも一体的に作った方がより施策を推進しやすく連携を取りやすい。そのため一体的に作成したいと考えている。
森谷委員 高齢者支援課副主幹 (地域支援担当)	市の推進計画という言葉介護保険事業計画の中に入れるのか。 策定方針もまだ仮というところで、これから検討段階になる。計画の中に小さく「市の推進計画」と入れている市町村もあれば、中の認知症施策のところカッコ書きでここが市の認知症施策推進計画にあたると示している市もあるため、今後策定の段階で検討していきたい。
松本委員	若年性認知症の方については障害の課で計画するのか。包括支援センターは６５歳以上と年齢制限があってそれ以下の方の対応はしていない

発 言 者	発 言 内 容
高年齢者支援課副主幹 (地域支援担当)	と思うが若年性認知症の方も増えている状況である。障害福祉施策の方で行うのか。 地域包括支援センターでは若年性認知症の方や疑われる方も支援は行っている。実際にサービスを使う場合は障害のサービスを使うことも非常に多いため、そこは介護保険分野と障害の分野での連携が必要になってくると考える。
松本委員	実際に包括支援センターの方に聞くと若い方が相談に見えても、年齢条件で相談をお断りしたという事例を聞いたことがある。現場ではそれが統一されているのか。
議長	統一することは可能か。
高年齢者支援課副主幹 (地域支援担当)	認知症の診断を受けているか、介護保険のサービスを使うか等、ケースバイケースとなる。今いただいた意見は市・包括でも課題となるので、情報共有と対策について進めていきたい。
森本委員	実際に入間市本人ミーティングで当事者が集まっている場所に私も関わらせてもらっているが中には若年性の認知症の方もいる。包括支援センターが65歳以下だから断るのはこのご時世どうなのか。認知症に関する相談であれば包括支援センターで対応していただければと思う。
議長	まずは現状と課題を整理し、審議していければと思う。次の審議に移らせていただきたい。
議長	議題（４）「入間市介護人材実態調査の内容決定について」事務局から説明を願う。
介護保険課主幹	（資料４（修正版）と『「入間市介護人材実態調査(案)」に係る意見及び回答』に基づき説明）
議長	事務局からの説明について、何か質問はあるか。 （意見なし）
議長	次に議題（５）「審議会スケジュールについて」事務局から説明を願う。
高年齢者支援課副主幹	（資料５のスケジュールについて修正も併せて説明）

発 言 者	発 言 内 容
(高齢者支援担当)	
議長	事務局からの説明について、何か質問はあるか。
瀧澤委員	今までは審議会の中で部会を作り何人かで協議をしていたが、これは審議会条例の中に謳ってあるからできたことだと思う。それが今回は庁内の職員の中で策定部会を作ると言っている、そうなった経緯・趣旨、どのようなメンバーなのか教えていただきたい。
高齢者支援課長	審議会条例では策定部会を設置でき、これまでは策定年に委員から約6名を選出して計画策定を進めてきた。しかし、策定部会で検討した内容を審議会でも報告する運用が円滑に進まず、審議会として審議する範囲が曖昧になる場面もあった。今後は審議会を「審議する場」と位置づけ、部会メンバーとしての報告ではなく、委員として審議してもらう形にしたい。 庁内の策定体制(部会)は今後決定し、関係各課で議論する場を設けて案を作成する。まず職員側で調査・検討し案を策定し、その案を審議会でも審議していただきたい。
瀧澤委員	市の策定部会が出したものをその後我々が議論するということか。
高齢者支援課長	調査・分析結果は審議会でも報告し、そこでの意見を踏まえて庁内の策定部会にも反映する。前回は策定部会を計8回実施し、委員負担も大きかったため、今回は事務局側で案まで作成し、審議会には審議に専念していただきたい。
瀧澤委員	これからの策定部会や審議会のスケジュールが不明であり、また市の職員たちが議論したものを私たちが審議できるのかというところもある。やるなら細かい具体的なスケジュールを教えていただきたい。
高齢者支援課長	全て素案を作ってから報告とするのではなく、その都度審議会へ諮っていくように考えている。
瀧澤委員	入間市は他にも審議会や部会があるが、それについてもこれからは前段として市の職員で策定部会を作ってやるようになるのか。これは市長の方針か。

発 言 者	発 言 内 容
高齢者支援課長	計画の策定方法は様々で、職員が作成した案を審議会に諮る方式もあれば、他市のように策定部会を設けて進める方式もある。策定部会を設ける場合も、外部人材を入れる、統計的分析を重視するなど手法は多様である。今回は本計画について、部内で案を作成し進めていきたい。
瀧澤委員	審議会で策定部会を作るのは認められているが、市の職員で作る策定部会も認めるよう条例改正をするのか。
高齢者支援課長 議長	条例改正は考えていない。 この部会においては私たちも分からない部分が多い。今後どのようにまとめていけばよいか。部会を置くかどうか、次回また何か意見をいただきたい。
高齢者支援課長	今回はスケジュール案と併せ、前回策定時の委員負担も踏まえて策定部会の案を提案した。策定作業は来年８年度からとなるため、次回審議会でも策定部会の在り方を議論し、方向性を整理していきたい。次回の審議会でも策定部会について協議していく。
議長 高齢者支援課長	次に議題（６）「その他」を議題とする。事務局から説明を願う。 ・ 本日の審議会です決まった答申について反映した答申書（写し）を配布。 ・ 次回第４回高齢者福祉審議会の案内（策定部会について協議予定） ～令和７年度第３回高齢者福祉審議会 終了～ （以上）

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和8年1月14日

議長の署名

小池 佐智子

議長が指名した者の署名

森本 剛